

令和 8 年 9 月 (定 例 会)

第 4 0 1 回 宮 城 県 議 会 議 案

目 次

議 案

		頁
議第121号議案	一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例	4
議第122号議案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	11
議第123号議案	損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例	13
議第124号議案	公共用財産管理条例の一部を改正する条例	15
議第125号議案	公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	17
議第126号議案	流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例の一部を改正する条例	19
議第127号議案	工事請負契約の締結について（（仮称）高等技術専門校7号館新築工事）	20
議第128号議案	工事請負契約の締結について（気仙沼漁港岸壁整備工事（その2））	21
議第129号議案	工事請負契約の締結について（一般国道286号支倉2号トンネル（仮称）工事）	22
議第130号議案	工事請負契約の締結について（宮城県築館高等学校第一グラウンド整備工事）	23
議第131号議案	工事請負変更契約の締結について（漆沢ダム ^{のり} 法面災害復旧工事）	24
議第132号議案	権利の放棄について	25

報 告

報告第 12 号	専決処分の報告について（気仙沼漁港岸壁整備工事の請負契約の変更）	27
報告第 13 号	専決処分の報告について（川内沢ダム放流設備等工事の請負契約の変更）	28
報告第 14 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）	29

報告第 15 号	専決処分の報告について（県営住宅等の明渡請求等に係る訴えの提起）	32
報告第 16 号	専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	33

議第121号議案

一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の22第2項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例で定める基準（次項において「最低基準」という。）は、登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）に入所している児童が、明るく、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(登録一時保護委託者の一般原則)

第4条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(児童の権利の制限)

第5条 登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 登録一時保護委託者は、前項の正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第6条 登録一時保護委託者は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(虐待等の禁止)

第7条 登録一時保護委託者の職員（登録一時保護委託者の管理者を含む。以下同じ。）は、入所している児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第8条 登録一時保護委託者は、法第34条の22第6項において準用する法第21条の5の18第4項の規定により、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第9条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

い。

3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回、これを行う体制を整備しなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第10条 登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

(児童の権利擁護)

第11条 登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3の規定により知事又は児童相談所長が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

(児童の所持品等)

第12条 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次の各号に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

- (1) 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。
- (2) 前号の合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ知事又は児童相談所長に相談すること。
- (3) 第1号の合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、知事又は児童相談所長が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、知事又は児童相談所長に協力するよう努めること。

(4) 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管すること。

(構造設備の基準)

第13条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。

(2) 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。

(3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

(4) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

(5) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(6) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(7) 30人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。

(8) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(登録一時保護委託者における職員の一般的要件)

第14条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものとなるよう、体制を整備しなければならない。

(夜間の職員配置)

第15条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員1人以上を置く体制を整備しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第16条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(食事)

第17条 登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。
- (2) 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこと。

(養護)

第18条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第19条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、

適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない。

5 登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

（秘密保持義務）

第20条 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第21条 知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、一時保護委託者の登録等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、令和8年12月25日から施行する。

令和8年9月10日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第122号議案

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(市町村が処理する事務の範囲等)		(市町村が処理する事務の範囲等)	
第2条 [略]		第2条 [略]	
事 務	市 町 村	事 務	市 町 村
[略]	[略]	[略]	[略]
34の4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条第1項、第2項、第4項から第9項まで、第11項及び第13項の規定による許可等（鳥獣の管理のための鳥獣（ツキノワグマ（ <u>法第34条の2第1項に規定する住居等又はその付近に出現したものに限る。</u> ）に限る。）の捕獲等（ <u>人の生命又は身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に行うものに限る。</u> 以下この項において「捕獲等」という。）に係るものに限る。） (2) 法第10条第1項の規定による命令（法第9条第1項の規定に違反して許可を受けなかった捕獲等及び(1)に掲げる条件の付加に係るものに限る。） (3) 法第10条第2項の規定による許可の取消し（(1)に掲げる許可に係るものに限る。）	仙台市 <u>気仙沼市</u> 白石市 名取市 角田市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 <u>亘理町</u> <u>山元町</u> 松島町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 美里町 南三陸町	34の4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条第1項、第2項、第4項から第9項まで、第11項及び第13項の規定による許可等（鳥獣の管理のための鳥獣（ツキノワグマ（ <u>住民が日常生活又は社会生活を営んでいる地域に出現したものに限る。</u> ）に限る。）の捕獲等（ <u>緊急に行う必要があるものに限る。</u> 以下この項において「捕獲等」という。）に係るものに限る。） (2) 法第10条第1項の規定による命令（法第9条第1項の規定に違反して許可を受けなかった捕獲等及び(1)に掲げる条件の付加に係るものに限る。） (3) 法第10条第2項の規定による許可の取消し（(1)に掲げる許可に係るものに限る。）	仙台市 白石市 名取市 角田市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 松島町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 美里町 南三陸町

(4) 法第75条第1項及び第3項の規定による報告の徴収等（(1)に掲げる許可に係るものに限る。） (5) 省令第7条第8項及び第11項から第14項までの規定による要求等（(1)に掲げる許可に係るものに限る。）		(4) 法第75条第1項及び第3項の規定による報告の徴収等（(1)に掲げる許可に係るものに限る。） (5) 省令第7条第8項及び第11項から第14項までの規定による要求等（(1)に掲げる許可に係るものに限る。）	
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表34の4の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和8年9月10日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第123号議案

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成23年宮城県条例第128号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（回収納付金を受け取る権利の放棄） 第3条　〔略〕 （1）～（5）　〔略〕 （6）　産業競争力強化法第2条第22項に規定する特定認証紛争 解決事業者が行う同条第23項に規定する特定認証紛争解決手 続に基づき策定された事業の再生に関する計画 （7）～（9）　〔略〕	（回収納付金を受け取る権利の放棄） 第3条　〔略〕 （1）～（5）　〔略〕 （6）　産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争 解決事業者が行う同条第22項に規定する特定認証紛争解決手 続に基づき策定された事業の再生に関する計画 （7）～（9）　〔略〕

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年9月10日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第124号議案

公共用財産管理条例の一部を改正する条例

公共用財産管理条例（平成12年宮城県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（使用料） 第14条 〔略〕 2・3 〔略〕 <u>4 電気通信事業法第143条の5第1項に規定する認定鉄塔等提供事業者が行う同項に規定する認定鉄塔等提供事業に係る使用料は、第1項の規定にかかわらず電気通信事業法施行令別表第2の規定に基づき算定するものとする。</u>	（使用料） 第14条 〔略〕 2・3 〔略〕

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第14条第4項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和8年9月10日提出

宮城県知事 村井 嘉 浩

議第125号議案

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

公営企業の設置等に関する条例（昭和49年宮城県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（市町村負担金） 第6条の2 管理者は、下水道法<u>第31条の6第1項</u>の規定により、市町村負担金（流域下水道の設置及び改築に要する費用に係るもの及び流域下水道の修繕、維持その他管理に要する費用に係るもの（以下「維持管理負担金」という。）をいう。以下同じ。）を流域下水道事業の用に供する施設により利益を受ける市町村に負担させることができる。 2 [略]	（市町村負担金） 第6条の2 管理者は、下水道法<u>第31条の2第1項</u>の規定により、市町村負担金（流域下水道の設置及び改築に要する費用に係るもの及び流域下水道の修繕、維持その他管理に要する費用に係るもの（以下「維持管理負担金」という。）をいう。以下同じ。）を流域下水道事業の用に供する施設により利益を受ける市町村に負担させることができる。 2 [略]

附 則

この条例は、公布の日又は下水道法等の一部を改正する法律（令和8年法律第65号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

令和 8 年 9 月 10 日 提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第126号議案

流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例の一部を改正する条例

流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例（平成31年宮城県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の30第1項において準用する法<u>第7条第3項</u>及び第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の30第1項において準用する法<u>第7条第2項</u>及び第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日又は下水道法等の一部を改正する法律（令和8年法律第65号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

令和8年9月10日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第127号議案

工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 （仮称）高等技術専門校7号館新築工事
- 2 請 負 金 額 825,000,000円
- 3 契約の相手方 仙台市青葉区八幡六丁目9番1号

奥田建設株式会社

令和8年9月10日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第128号議案

工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 気仙沼漁港岸壁整備工事（その2）
- 2 請 負 金 額 1,649,010,000円
- 3 契約の相手方 仙台市青葉区八幡六丁目9番1号

奥田建設株式会社

令和8年9月10日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第129号議案

工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 一般国道286号支倉2号トンネル（仮称）工事
- 2 請 負 金 額 3,788,400,000円
- 3 契約の相手方 戸田建設・松浦組・三浦組建設工事共同企業体

構成員

東京都中央区京橋一丁目7番1号

戸田建設株式会社

柴田郡柴田町船岡中央三丁目1番5号

株式会社松浦組

仙台市泉区七北田字東裏118番地の1

株式会社三浦組

令和8年9月10日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第130号議案

工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 宮城県築館高等学校第一グラウンド整備工事
- 2 請 負 金 額 717,200,000円
- 3 契約の相手方 栗原市築館源光12番24号

野口建設株式会社

令和8年9月10日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第131号議案

工事請負変更契約の締結について

令和5年3月17日議第70号議案をもって議決され、令和6年12月11日議第169号議案及び令和8年3月18日議第86号議案をもって請負金額の変更につき議決された漆沢ダム法面災害復旧工事^{のり}の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 2,882,814,000円を2,901,607,500円に変更する。

令和8年9月10日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第132号議案

権利の放棄について

県は、仙台地方裁判所令和5年(再)第2号再生手続開始申立事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、次の省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金、老人福祉施設等整備事業費補助金及び社会福祉施設等施設整備事業費補助金に係る債権を放棄することができるものとする。

補助事業者	金額
社会福祉法人大泉会	平成30年度省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金に係る財産処分納付金3,333,333円、平成4年度老人福祉施設等整備事業費補助金に係る財産処分納付金35,526,391円、平成13年度老人福祉施設等整備事業費補助金に係る財産処分納付金17,730,060円、令和元年度社会福祉施設等施設整備事業費補助金に係る財産処分納付金40,859,090円及び令和2年度社会福祉施設等施設整備事業費補助金に係る財産処分納付金202,686,363円の合計額300,135,237円を限度とする額並びに当該合計額に係る遅延損害金

令和8年9月10日提出

宮城県知事 村井 嘉浩

報

告

報告第12号

専決処分の報告について

令和7年12月17日議第158号議案をもって議決され、令和8年6月17日報告第7号をもってその一部の変更を報告した気仙沼漁港岸壁整備工事の請負契約について、その一部の変更を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により令和8年7月28日次のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

請 負 金 額 565,108,500円を587,166,800円に変更する。

令和8年9月10日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

報告第13号

専決処分の報告について

令和5年10月4日議第125号議案をもって議決され、令和7年11月27日報告第30号をもってその一部の変更を報告した川内沢ダム放流設備等工事の請負契約について、その一部の変更を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により令和8年8月4日次のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

請 負 金 額 584,611,500円を589,472,400円に変更する。

令和8年9月10日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

報告第14号

専決処分 of 報告について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

和解の相手方	和解の内容	損害賠償の事由	損害賠償額	専決処分年月日
個人	県は相手方に損害賠償額827,310円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路上の看板の飛散による事故	827,310円	令和8年7月17日
個人	県は相手方に損害賠償額319,777円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	319,777円	令和8年7月24日
個人	県は相手方に損害賠償額21,520円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	21,520円	令和8年7月24日
個人	県は相手方に損害賠償額142,005円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の管理瑕疵による事故	142,005円	令和8年7月24日
個人	県は相手方に損害賠償額57,715円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	57,715円	令和8年7月24日
個人	県は相手方に損害賠償額43,175円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	43,175円	令和8年7月24日
個人	県は相手方に損害賠償額9,345円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	9,345円	令和8年7月24日

個人	県は相手方に損害賠償額576,233円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	職務執行上の過失による事故	576,233円	令和8年7月29日
刈田郡蔵王町大字円田字杉ヤラ12番5号 丸山株式会社	県は相手方に損害賠償額639,100円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理施設からの落下物による事故	639,100円	令和8年7月29日
個人	県は相手方に損害賠償額164,000円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理施設の損壊飛散による事故	164,000円	令和8年7月29日
個人	県は相手方に損害賠償額283,344円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理施設の損壊飛散による事故	283,344円	令和8年7月29日
個人	県は相手方に損害賠償額574,805円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理施設の損壊飛散による事故	574,805円	令和8年7月29日
個人	県は相手方に損害賠償額83,160円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理施設の損壊飛散による事故	83,160円	令和8年7月29日
個人	県は相手方に損害賠償額314,809円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理施設の損壊飛散による事故	314,809円	令和8年7月29日
個人	県は相手方に損害賠償額410,000円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理施設の損壊飛散による事故	410,000円	令和8年7月29日
個人	県は相手方に損害賠償額134,200円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理河川区域内立木の倒木による事故	134,200円	令和8年8月18日
個人	県は相手方に損害賠償額113,828円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理施設の作業中に発生した事故	113,828円	令和8年8月20日

令和8年9月10日提出

宮城県知事 村井 嘉 浩

報告第15号

専決処分 of 報告について

令和8年7月23日、県営住宅等の明渡請求等に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

1 訴えの趣旨

県営住宅及び県営住宅駐車場の明渡し並びに滞納家賃、滞納駐車場使用料並びに県営住宅条例（昭和35年宮城県条例第12号）第39条第4項及び第52条第3項に規定する金銭の支払を求める。

2 訴えの相手方等

相手方	明渡しを求める物件	滞納家賃等の額	訴えの提起年月日
個人	県営桜ヶ丘住宅1戸 県営桜ヶ丘住宅駐車場1区画	499,400円	令和8年8月3日

令和8年9月10日提出

宮城県知事 村井 嘉 浩

報告第16号

専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

和解の相手方	和解の内容	損害賠償額	専決処分年月日
東京都港区港南二丁目16番1号 大東建託パートナーズ株式会社	県は相手方に損害賠償額127,000円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	127,000円	令和8年7月14日
亘理地区行政事務組合	県は相手方に損害賠償額21,263円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	21,263円	令和8年7月29日
仙台市青葉区小田原四丁目1番6号 合同会社舟山	県は相手方に損害賠償額296,000円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	296,000円	令和8年7月31日
大和町	県は相手方に損害賠償額245,300円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	245,300円	令和8年8月4日

令和8年9月10日提出

宮城県知事 村井嘉浩